

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本適合性認定協会	6010705001550	ISO15189臨床検査室 維持料	1,210,000	—	令和2年9月1日	—	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本適合性認定協会	6010705001550	ISO15189臨床検査室認定更新	2,428,580	—	令和2年9月14日	—	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	2020年度臓器移植ネットワーク会費	900,000	腎臓移植施設会員一口 200,000 小腸移植施設会員一口 200,000 肝臓移植施設会員一口 200,000 心臓移植施設会員一口	令和2年4月8日	移植施設である当センターが脳死者からの臓器提供(腎臓、小腸、肝臓、心臓)を受けるために不可欠である。	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供費用	23,007,000	—	令和2年4月1日 5月1日 11月1日 令和3年1月1日 2月1日	—	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本骨髄バンク	7010005018682	組織適合性試験費用及びドナー検査費用一式	5,500,000	—	令和2年4月1日 6月1日 9月1日 11月1日 令和3年3月1日	—	公財	国認定

厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金自動引落	30,928,000	—	令和2年4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 令和3年1月31日 2月28日 3月31日	—	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本中毒医療情報センター	6050005010703	団体会員：年額10万円(企業・医療機関・行政等)	100,000	賛助会費(団体会員分として)1口:100,000円	令和3年2月12日	治療上、速やかに中毒情報の提供を受ける為に不可欠な会費である。	公財	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。